

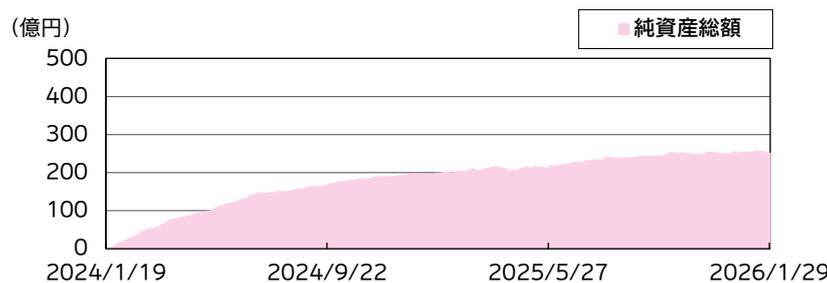
ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

追加型投信／海外／債券

運用実績

運用実績の推移

(設定日:2024年1月22日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	11,264	11,489
純資産総額(百万円)	25,123	25,307

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	11,676	2026/01/14
設定来安値	9,800	2025/04/22

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資) (%)

1ヵ月	-2.0
3ヵ月	-0.0
6ヵ月	6.0
1年	5.2
3年	-
5年	-
10年	-
設定来	12.9

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近3年分)

期	決算日	分配金(円)
第1期	2024/04/22	0
第2期	2024/10/21	0
第3期	2025/04/21	0
第4期	2025/10/20	30
-	-	-
-	-	-
設定来累計分配金		30

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成 (%)

債券現物	97.6
現金等	2.4
合計	100.0
債券先物	-
債券実質組入(現物+先物)	97.6

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

キャピタル	-46
インカム	42
為替要因	-210
小計	-215
信託報酬	-9
その他要因	-1
分配金	0
合計	-225

※要因分析は、組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

ポートフォリオの状況

最終利回り(%)	4.51
直接利回り(%)	4.39
修正デュレーション(年)	6.3
信用格付け	A

※組入債券の各データを純資産総額に対する割合で加重平均しています。(信用格付けを除く。)

※修正デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいかほど、金利が変化した際の債券の価格変動が大きくなります。

※信用格付けは、各債券の信用格付けを組入有価証券評価額に対する割合で加重平均したものであり、ファンドの信用格付けではありません。格付機関(S&PおよびMoody's)による上位のものを採用し、+・-等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)

※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

種別組入比率 (%)

	種別	組入比率
1	社債	60.3
2	国債	37.0
3	政府機関債	0.3
4	地方債	0.0
	現金等	2.4
	合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

残存期間別組入比率 (%)

残存年数	組入比率
1年未満(現金等含)	9.3
1年以上3年未満	12.8
3年以上7年未満	40.5
7年以上10年未満	11.3
10年以上	26.2
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

格付別組入比率 (%)

格付け	組入比率
AAA	0.0
AA	39.9
A	21.4
BBB	36.0
BB以下	0.3
格付けなし	-
現金等	2.4
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

※格付けについては、格付機関(S&PおよびMoody's)による格付けの上位のものを採用し、+・-等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)

組入上位10銘柄（組入銘柄数 477）

	銘柄	クーポン(%)	償還日	格付け	組入比率(%)
1	US T N/B 3.5 09/30/26	3.500	2026/09/30	AA	4.4
2	US T N/B 4.0 04/30/32	4.000	2032/04/30	AA	3.7
3	US T N/B 4.125 05/31/32	4.125	2032/05/31	AA	2.2
4	US T N/B 3.875 05/15/43	3.875	2043/05/15	AA	1.6
5	US T N/B 3.75 10/31/32	3.750	2032/10/31	AA	1.2
6	US T N/B 4.0 07/31/32	4.000	2032/07/31	AA	1.1
7	US T N/B 3.0 11/15/44	3.000	2044/11/15	AA	1.1
8	US T N/B 4.5 11/15/54	4.500	2054/11/15	AA	1.1
9	US T N/B 3.875 12/31/32	3.875	2032/12/31	AA	1.0
10	US T N/B 3.625 05/15/53	3.625	2053/05/15	AA	1.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

※格付けについては、格付機関(S&PおよびMoody's)による格付けの上位のものを採用し、+・-等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)

※当該個別銘柄の掲示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

マーケット動向とファンドの動き

【債券市場】

米国10年国債市場は、下落(利回りは上昇)しました。日本の長期金利急騰の波及や、トランプ米大統領が欧州8カ国への関税を表明したことなどから欧州投資家の米国資産離れが意識され、下落しました。

米国投資適格社債市場はおおむね横ばいとなりました。スプレッドの縮小が上昇要因となった一方で、米国国債利回りの上昇が下落要因となりました。

【為替市場】

米ドルは、対円で下落しました。上旬の地政学リスクの高まりや、下旬の米当局によるレートチェック実施に伴う為替介入への警戒感が強まったことなどが下落要因となりました。

1月の基準価額は下落しました。インカムがプラスに寄与した一方で、キャピタル、為替要因がマイナスに影響しました。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

米国では、1月のFOMC(米連邦公開市場委員会)において、政策金利の据え置きが決定されました。今後については、経済指標を見極めながら決定する方針を示しました。

個別企業分析に注力し、リスクに見合ったリターンを獲得が期待される銘柄へ分散投資を行う方針です。また発行市場においても、企業の資金調達ニーズを捉えて有望な投資銘柄を発掘できるものと考えます。今後も、米国の米ドル建て公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

ファンドの特色

米国の米ドル建て公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

1. 米国の米ドル建て公社債(主として社債)を主要投資対象とします。
 - * 経済環境や市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への投資割合を高める場合があります。
2. 取得時においてBBB- (Baa3)格以上の格付けを有する公社債に投資を行うとともに、ファンド全体の加重平均格付けをA- (A3)格以上に維持します。
 - 格付けは、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)による格付けを基準とします。
 - * 組み入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりBBB- (Baa3)格以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。
 - * 「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。
 - 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
 - * 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。
 - 「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. ルーミス・セイレス社が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。
 - マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。
5. 毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
 - 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(分配方針)

年2回の決算時(毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

● 為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

● カントリーリスク

当ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	2044年4月20日まで(2024年1月22日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額	決算日	毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		
		スイッチング	「ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]」「ルーミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型]」の2つのファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。スイッチングの取扱いの有無は、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めま

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.75% (税抜2.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して 年率 0.935% (税抜0.85%)</p> <p>※委託会社の信託報酬には、ルーミス米国投資適格債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ルーミス・セイレス社)に対する報酬(当該マザーファンドの日々の信託財産の純資産総額に対し、実質的に年0.26%の率を乗じて得た額を原則として当該マザーファンドにおける当ファンドの出資比率で按分した額)が含まれます。</p>
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです。受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>三井住友信託銀行株式会社

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

販売会社一覧

○印は協会への加入を意味します。

2026年2月16日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○		
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○				
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]

販売会社一覧

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年2月16日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)